

子母発 0327 第 2 号
令和 2 年 3 月 27 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を
改正する告示の公布について（通知）

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 116 号）が 3 月 27 日付けで公布されたところですが、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内の市町村及び関係団体等に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の趣旨

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、市町村による妊婦健康診査の適切な実施を図るため、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成 27 年厚生労働省告示第 226 号。以下、「望ましい基準」という。）を定めている。

今般、令和元年 5 月 31 日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）が公布されたところ。同法による改正後の母子保健法第 19 条の 2 の規定に基づき、市町村間での妊産婦等の健康診査に関する情報の提供を求めることができることとなった。

さらに、令和 2 年 6 月より、乳幼児健康診査等の情報に関し、行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条に基づく情報連携が開始され、妊婦健康診査情報についてもマイナポータルで閲覧できるようになることを踏まえ、自治体において妊婦健康診査情報の副本登録を進めてもらうために、所要の見直しを行うもの。

第 2 改正の内容

市町村は、原則として、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求めるよう努めるものとするを追加すること。

第 3 適用期日

令和 2 年 4 月 1 日より適用すること。

第 4 留意事項

1 妊婦健康診査における標準的な電子的記録様式

「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書」（平成 30 年 7 月。以下、「中間報告書」という。）において、妊娠中の健康履歴を女性の生涯にわたる健康情報の一部として本人が閲覧し、一元的に自身の健康を管理することにより、健康行動に寄与することや、次回以降の妊娠の際、必要に応じて保健医療関係者に情報提供することで、適切な妊娠管理に資することを目的として、妊婦健康診査の「標準的な電子的記録様式」を定めているところ。（別紙 1）

医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求める際には、別紙 1 で定められている項目を参照すること。

なお、中間報告書の「4. 妊婦健診の「標準的な電子的記録様式」の策定」における妊婦健康診査に関連する記載を併せて参照すること。

（参考）

中間報告書 本文

<https://www.mhlw.go.jp/content/11925000/000335158.pdf>

2 母子保健事業における妊婦健康診査の結果の活用

市町村が実施する母子保健事業における妊婦健康診査の結果の活用については、別紙 2 の通り、子育て世代包括支援センター業務ガイドライン（平成 29 年 8 月）でも示されているところであり、今般の改正の趣旨を踏まえ、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結

果等の提供を求めよう努めるとともに、保健指導等の母子保健事業への積極的な活用をお願いすること。

具体的には、以下の形での活用が考えられること。

- ・受診日、受診回数、妊娠週数の項目については、妊婦の受診状況の把握に用いること。なお、定期的に妊婦健康診査を受けていない妊婦については、平成30年7月20日付け子母発0720第1号子ども家庭局母子保健課長通知「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）」における記載に留意し、医療機関等と連携の上、積極的な把握、受診勧奨、早期の支援に努めること。
- ・妊娠前の体重、健診時体重、身長（初回）、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病の項目及び妊婦健康診査（歯科）に係る項目については、妊婦の健康状況の把握及び当該者に対する保健指導に活用するとともに、特に妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病に該当する者については、生活習慣の見直し等必要な保健指導を行うとともに、医療機関からの指導の遵守を勧奨すること。
- ・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、風疹抗体、HTLV-1抗体検査の項目の結果を把握することにより、母子感染予防対策の充実を図ること。
- ・血算検査の項目については、貧血の状況等を把握するとともに、栄養の指導等により、身体状況や栄養状態の改善に向けて活用すること。
- ・子宮頸がん検診の項目については、平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」における記載に留意し、検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を勧奨すること。

（参考）

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000111662.pdf>

3 「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正について

別紙3の「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正について（通知）において、都道府県知事宛通知しているとおり、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第37号）が2月12日に告示されたところ。

当該改正においては、「健康増進事業実施者は、事前及び事後措置も含めた健診・検診プログラム全体としての評価を行うことが望ましい」旨が規定されたところであり、その趣旨を踏まえ、妊婦健康診査の結果を活用した保健指導等を行うこと。

また、別紙3で記載されている通り、「健康増進事業実施者においては、原則として各健診及び検診において、その結果等を別途定める標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努めること」や、「生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、できる限り長期間、本人等が健診結果等情報を参照できるようにすることが望ましいこと」を新たに規定しており、それを踏まえた取組を推進すること。

なお、妊婦健康診査においては、「別途定める標準的な電磁的記録の形式」について、「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」（特定個人情報番号 86）に係るデータ標準レイアウトで示している。

1 妊婦健康診査（医科）の受託医療機関から自治体に情報提供する項目

	項目	報告方式
1	受診日	健診受診日を年月日で入力。 例：2020年1月1日 → 2020-01-01
2	受診回数	健診の受診回数を入力。
3	妊娠週数	健診時の妊娠週数を入力。（週）
4	妊娠前の体重	妊娠前の体重を入力。（kg）（初回のみ）小数第一位まで入力すること。例：50kg → 050.0
5	健診時体重	健診時の体重を入力。（kg）小数第一位まで入力すること。例：50kg → 050.0
6	身長（初回）	健診時の身長を入力。（cm）（初回のみ）小数第一位まで入力すること。例150.0
7	妊娠高血圧症候群	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
8	妊娠糖尿病	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
9	血液型等の検査（ABO血液型）	健診で確認したABO血液型の検査結果を入力。 1：A 2：B 3：O 4：AB
10	血液型等の検査（Rh血液型）	健診で確認したRh血液型の検査結果を入力。 1：+ 2：-
11	血液型等の検査（不規則抗体）	健診で確認した不規則抗体の検査結果を入力。 1：- 2：+
12	B型肝炎抗原検査	健診で確認したB型肝炎抗原検査の検査結果を入力。 1：- 2：+
13	C型肝炎抗体検査	健診で確認したC型肝炎抗体検査の検査結果を入力。 1：- 2：+
14	風疹抗体	健診で確認した風疹抗体の検査結果を入力。 1：予防接種要相談 2：免疫あり
15	血算検査（ヘモグロビン（g/dl））	健診で確認した血算検査（ヘモグロビン）の検査結果を入力。（g/dl）小数第一位まで入力すること。 例：13.0
16	血算検査（ヘマトクリット（%））	健診で確認した血算検査（ヘマトクリット）の検査結果を入力。（%）小数第一位まで入力すること。 例：40.0
17	血算検査（血小板（万/μl））	健診で確認した血算検査（血小板）の検査結果を入力。（万/μl）小数第一位まで入力すること。 例：200万/μl → 0200.0
18	HTLV-1抗体検査	健診で確認したHTLV-1抗体検査の検査結果を入力。 1：- 2：+
19	子宮頸がん検診	健診で確認した子宮頸がん検診の検査結果を入力。 1：精密検査不要 2：要精密検査 3：判定不能（要再検査）

2 妊婦健康診査（歯科）の受託医療機関から自治体に情報提供する項目

	項目	報告方式
1	妊婦歯科健診受診日	健診の受診日を入力。例：2020年1月1日 → 2020-01-01
2	妊娠週数	健診時の妊娠週数を入力。（週）
3	要治療のむし歯有無	健診で確認した要治療のむし歯の有無を入力。 1：なし 2：あり
4	（ありの場合）要治療のむし歯本数	（要治療のむし歯ありの場合）要治療のむし歯本数を入力。
5	歯石	健診で確認した歯石の有無を入力。 1：なし 2：あり
6	歯肉の炎症	健診で確認した歯肉の炎症の状態を入力。 1：なし 2：あり（要指導） 3：あり（要治療）

（5 頁）

図表 3 現状と子育て世代包括支援センター設置後の望ましい姿

現状の課題	子育て世代包括支援センター設置後
・各機関は、それぞれが行う支援に関する情報しか把握できていない（例 産科医療機関では妊婦健診結果のみ 等）。このため、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握できている機関がない。	⇒センターにおいて、直接、妊産婦等の面談を行うほか、各関係機関が把握している情報（14 回分の妊婦健診結果を含む。）を集約し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握する。

（27 頁）

2. 継続的な状況の把握

（2）継続的な状況の把握のための取組

イ 情報収集の方法

（イ）妊婦健康診査時

- 妊婦健康診査は、妊娠の経過や母親の身体的な状況だけでなく、心理的・社会的な状況も把握できる貴重な機会であり、健診実施機関を通じて情報収集に努め、得られた情報を、妊婦に対する支援のために積極的に活用することが望ましい。
- 妊婦健康診査を市区町村から医療機関等に委託して実施する場合には、委託契約において健診結果の速やかな報告を求めるなど、医療機関等との連携・協力体制を整備する。なお、妊婦健康診査の結果は機微な個人情報であり、慎重な取扱いが必要である。

健 発 0 2 1 4 第 5 号
医政発 0 2 1 4 第 3 6 号
基 発 0 2 1 4 第 1 3 号
子 発 0 2 1 4 第 2 8 号
保 発 0 2 1 4 第 1 3 号
令和 2 年 2 月 1 4 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正について
(通知)

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 37 号）が 2 月 1 2 日に告示された。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、これらの内容について御了知の上、貴管内市区町村、関係団体、関係機関等に対する周知をお願いしたい。

記

1. 改正の趣旨

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号。以下「健康診査等指針」という。）を定めている。

今般、「健康診査等専門委員会報告書」（令和元年 8 月厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会健康診査等専門委員会）において、健康診査が満たすべき要件、健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方等について健康診査等指針へ位置付けることの必要性が指摘されたことから、健康診査等指針について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 「健診」と「検診」の考え方を追加

基本的な考え方として、健康診査は大きく「健診」と「検診」に分けられること、「健診」は健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群であること、「検診」は主に特定の疾患自体を確認するための検査群であること等を追加すること。

(2) 健康診査が満たすべき要件を追加

健康診査について、対象とする健康に関連する事象、検査、保健指導などの事後措置、健診・検診プログラム等に係る満たすべき要件を追加すること。

(3) 健診・検診プログラムの評価に係る規定の整備

健康増進事業実施者は、健診・検診プログラム全体としての評価を行うことが望ましく、評価を行う場合には、ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトプット評価及びアウトカム評価に分類の上、行うことが必要であることを定めること。

(4) 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する規定の整備

健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方について、次の規定を設けること。

ア 生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、健康増進事業実施者においては、原則として各健診・検診において、その結果を別途定める標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努めること。また、できる限り長期間、本人等が健診結果等情報を参照できるようにすることが望ましいこと。

なお、「別途定める標準的な電磁的記録の形式」については、順次示していく予定であり、それまでの間は現行の形式を用いることとすること。

イ 健康増進事業実施者が健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合においては、当該委託契約の中で、委託先である健康診査の実施機関が健康診査の結果を有している場合には、健康診査の受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図るよう努めること。

(5) その他、「健康診査等専門委員会報告書」等を踏まえ、所要の改正を行うこと。

3. 適用期日

告示日（令和2年2月12日）より適用すること。

○厚生労働省告示第三十七号

健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第九条第一項の規定に基づき、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第百四十二号）の一部を次の表のよう
に改正したので、同条第三項の規定に基づき公表する。
令和二年二月十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

第一 基本的な考え方

健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげることで、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導（運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。）等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

なお、健康診査は、大きく「健診」と「検診」に分けられる。健診は、必ずしも特定の疾患自体を確認するものではないが、健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群であり、健診の結果異常がないとしても行動変容につなげる狙いがある。検診は、主に特定の疾患自体を確認するための検査群であり、検診の結果異常がなければ次の検診まで経過観察を行うことが多いものである。

(略)

また、このような状況の中、平成十七年四月に、メタボリックシンドロームの我が国における定義及び診断基準が日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本肥満学会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血拴止血学会及び日本内科学会から構成されるメタボリックシンドローム診断基準検討委員会において策定された。この定義及び診断基準においては、内臓脂肪の蓄積に着目し、健康診査の結果を踏まえた効果的な栄養指導その他の保健指導を行うことにより、過栄養により生じる複数の病態を効率良く予防し、心血管疾患等の発症予防につなげることが大きな目標とされた。平成二十年四月からは、高齢者

第一 基本的な考え方

健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげることで、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導（運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。）等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

(略)

また、このような状況の中、平成十七年四月に、メタボリックシンドロームの我が国における定義及び診断基準が日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本肥満学会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血拴止血学会及び日本内科学会から構成されるメタボリックシンドローム診断基準検討委員会において策定された。この定義及び診断基準においては、内臓脂肪の蓄積に着目し、健康診査の結果を踏まえた効果的な栄養指導その他の保健指導を行うことにより、過栄養により生じる複数の病態を効率良く予防し、心血管疾患等の発症予防に繋げることが大きな目標とされた。

の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）により、保険者に対して内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する特定健康診査及び特定健康診査の結果による健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導の実施が義務付けられたところである。

また、健康診査の項目や保健指導対象者の基準等については、科学的根拠を踏まえ、定期的な見直しが必要である。

その他、健康診査の結果等を含む医療情報に関しては、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号。以下「次世代医療基盤法」という。）が平成三十年五月から施行されている。

以上を踏まえ、この指針においては、各健康増進事業実施者により適切な健康増進事業が実施されるよう、健康診査の実施、健康診査の結果の通知、その結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導の実施等、健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方及び個人情報取扱について、各制度に共通する基本的な事項を定めることとする。

第二 健康診査の実施に関する事項

一 健康診査の在り方

1 健康増進事業実施者は、健康診査の対象者に対して、その目的、意義及び実施内容について十分な周知を図り、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康診査の実施等により対象者が自らの健康状態を把握し、もって生涯にわたる健康の増進に資するように努め、未受診者に対して受診を促すよう特に配慮すること。なお、健康診査については、次に掲げる要件を満たすべきものであることから、新たな健康診査の項目等の導

このため、この指針においては、各健康増進事業実施者により適切な健康増進事業が実施されるよう、健康診査の実施、健康診査の結果の通知、その結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導の実施等、健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方及び個人情報取扱について、各制度に共通する基本的な事項を定めることとする。

第二 健康診査の実施に関する事項

一 健康診査の在り方

1 健康増進事業実施者は、健康診査の対象者に対して、その目的、意義及び実施内容について十分な周知を図り、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康診査の実施等により対象者が自らの健康状態を把握し、もって生涯にわたる健康の増進に資するように努め、未受診者に対して受診を促すよう特に配慮すること。例えば、壮年期においては、内臓脂肪の蓄積を共通の要因として、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧の状態

入又は見直しに当たっては、これを考慮すること。

(一) 対象とする健康に関連する事象（以下「健康事象」という。）が公衆衛生上重要な課題であること。

(二) 対象とする健康事象の機序及び経過が理解されており、当該健康事象が発生する危険性が高い期間が存在し、検出可能な危険因子及びその指標が存在すること。

(三) 対象とする健康事象又は検出可能な危険因子に対して適切な検査及び診断法が存在し、かつ、科学的知見に基づいた効果的な治療及び介入を早期に実施することにより、より良好な予後をもたらすことを示す科学的根拠があること。

(四) 対象となる健康事象について原則として無症状であること。

(五) 検査の目的と対象集団が明確であり、社会的に妥当な検査であること。

(六) 検査が簡便かつ安全であり、精度及び有効性が明らかで、適切な基準値が設定されていること。

(七) 検査を実施可能な体制が整備されていること。

(八) 事後措置（健康診査の結果等を踏まえた精密検査、保健指導等をいう。以下同じ。）の対象者の選定及び当該措置の実施方法の設定が科学的根拠に基づきなされていること。

(九) 事後措置を実施可能な保健医療体制が整備されていること。

が重複した場合に、心血管疾患等の発症可能性が高まることから、これらの発症及び重症化の予防に資するものとする。また、その際は、身長、体重及び腹囲の検査、血圧の測定、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査並びに血糖検査を健康診査における検査項目に含むものとする。

- (十) 健診及び検診に関するプログラム（以下「健診・検診プログラム」という。）は、教育、検査診断及び事後措置を包括し、臨床的、社会的及び倫理的に許容されるものであること。
- (九) 健診・検診プログラムは、危険性を最小限にするための質の保証がなされており、起こり得る身体的及び精神的不利益を上回る利益があること。
- (八) 健診・検診プログラムの適切な運用（モニタリング、精度管理等を含む。）を実施する体制が整備されていること。
- (七) 健診・検診プログラムの公平性及びアクセスが対象集団全員に対して保証されていること。
- (六) 健診・検診プログラムを継続して実施可能な人材及び組織体制が確保されていること。
- (五) 健診・検診プログラムの対象者に対し、検査結果及び事後措置に関する科学的根拠に基づく情報が提供され、当該情報を得た上での自己選択及び自律性への配慮がなされていること。
- (四) 健診・検診プログラムを実施することによる死亡率又は有病率の減少効果に関して質の高い科学的根拠があること。
- (三) 健診・検診プログラムに要する費用が社会的に妥当であること。
- (二) 健診・検診プログラムに関し、実施頻度、検査感度等に影響を与える検査手法の変更をする場合には、科学的根拠に基づく決定を行うこと。
- 2 5 (略)
- 1 4 (略)

二 健康診査の精度管理
1 4 (略)

- 5 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているか並びに医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の七に定める検査業務の精度の確保に係る基準に適合しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。また、委託先が検体検査の業務を衛生検査所等に再委託する場合には、同令第九条の八に定める受託業務及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十一条に定める衛生検査所の検査業務の精度の確保に係る基準に適合する者に再委託しなければならないことを踏まえ、健康増進事業実施者が委託先に適切な措置を講じさせること。なお、この場合に委託先は、再委託先の行為について責任を負うこと。
- 6 (略)
- 第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項
 - 1 6 (略)
 - 7 (略)
 - 8 健康増進事業実施者は、事前及び事後措置も含めた健診・検診プログラム全体としての評価を行うことが望ましい。また、評価を行う場合には、各々
 - (一) 協議会等の開催に当たっては、「地域・職域連携推進ガイドライン」（令和元年九月これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会取りまとめ）を活用すること。

- 5 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。
- 6 (略)
- 第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項
 - 1 6 (略)
 - 7 (略)
 - (新設) 協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。
 - (一) (略)

の健診及び検診事業に応じ、ストラクチャー評価（実施するための仕組みや実施体制の評価）、プロセス評価（目的の達成に向けた過程の評価）、アウトプット評価（目的達成のために行われる事業の結果の評価）及びアウトカム評価（目的の達成状況の評価）に分類の上、行うことが必要である。

第四 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

1 健康増進事業実施者においては、健診結果等情報を継続させていくことが受診者の健康の自己管理に役立ち、疾病の発症及び重症化の予防の観点から重要であり、生涯にわたる健康の増進に重要な役割を果たすことを認識し、健康増進事業の実施に当たっては、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第十一条第一項の趣旨を踏まえて制定される条例等（以下「個人情報保護法令」という。）を遵守しつつ、生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、健診結果等情報を継続させるために必要な措置を講じることが望ましいこと。健康診査等の結果の写しの提供が予定されている場合には、原則として、各健診及び検診において、その結果等を、別途定める標準的な電磁的記録の形式により提供するように努めること、又は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合においては、原則として、委託先に対して、当該形式による健康診査の結果等の提出を要請するように努めること。

第四 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

1 健康増進事業実施者においては、健診結果等情報を継続させていくことが受診者の健康の自己管理に役立ち、疾病の発症及び重症化の予防の観点から重要であり、生涯にわたる健康の増進に重要な役割を果たすことを認識し、健康増進事業の実施に当たっては、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第十一条第一項の趣旨を踏まえて制定される条例等（以下「個人情報保護法令」という。）を遵守しつつ、健診結果等情報を継続させるために必要な措置を講じることが望ましいこと。例えば、健康増進法第六条に掲げる各法律に基づいた制度間において、法令上、健康診査の結果の写しの提供が予定されている場合には、健康診査の結果を標準的な電磁的記録の形式により提供するように努めること、又は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合には、委託先に対して標準的な電磁的記録の形式による健康診査の結果の提出を要請するように努めること。

2 生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結果等情報は、健康診査の結果、栄養指導その他の保健指導の内容、既往歴（アレルギー歴を含む）、主要な服薬歴、予防接種の種類、接種時期等の記録、輸血歴等であること。なお、生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、できる限り長期間、本人等が健診結果等情報を参照できるようにすることが望ましいこと。

2 生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結果等情報は、健康診査の結果、栄養指導その他の保健指導の内容、既往歴（アレルギー歴を含む）、主要な服薬歴、予防接種の種類、接種時期等の記録、輸血歴等であること。

3 健診結果等情報の継続は、電磁的な健康手帳等を活用することにより、健康の自己管理の観点から本人が主体となつて行うことを原則とすること。この場合、統一された生涯にわたる健康手帳の交付等により、健診結果等情報を継続することが望まれる。一方、各制度の下で交付されている既存の健康手帳等はその目的、記載項目等が異なり、また、健康手帳等に本人以外の個人情報が含まれる場合等があるなど、既存の健康手帳等を統一し生涯にわたる健康手帳等とする場合に留意しなければならぬ事項があることから、まずは健康増進事業実施者が各制度の下において既に交付し又は今後交付する健康手帳等を活用することにより、健診結果等情報の継続を図っていくこととする。

3 健診結果等情報の継続は、健康手帳等を活用することにより、健康の自己管理の観点から本人が主体となつて行うことを原則とすること。この場合、将来的には統一された生涯にわたる健康手帳の交付等により、健診結果等情報を継続することが望まれること。一方、各制度の下で交付されている既存の健康手帳等はその目的、記載項目等が異なり、また、健康手帳等に本人以外の個人情報が含まれる場合等があるなど、既存の健康手帳等を統一し生涯にわたる健康手帳等とする場合に留意しなければならぬ事項があることから、まずは健康増進事業実施者が各制度の下において既に交付し又は今後交付する健康手帳等を活用することにより、健診結果等情報の継続を図っていくこととする。

4 生涯にわたり健診結果等情報を継続させるための健康手帳等は、ライフステージ及び性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、その内容として、健康診査の結果の記録に係る項目、生活習慣に関する記録に係る項目、健康の増進に向けた自主的な取組に係る項目、受診した医療機関等の記録に係る項目、健康の増進に向けて必要な情報及び知識に係る項目等が含まれることとする。

4 生涯にわたり健診結果等情報を継続させるための健康手帳等は、ライフステージ及び性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、その内容として、健康診査の結果の記録に係る項目、生活習慣に関する記録に係る項目、健康の増進に向けた自主的な取組に係る項目、受診した医療機関等の記録に係る項目、健康の増進に向けて必要な情報及び知識に係る項目等が含まれることとする。

が望ましいこと。また、その様式等として、記載が容易であること、保管性及び携帯性に優れていること等について工夫されたものであり、将来的には電磁的な様式に統一されることが強く望まれること。

5 健康増進事業実施者は、健診結果等情報の継続のため、次に掲げる事項を実施するよう努めること。

- (一) (略)
- (二) (略)
- (三) 健康調査の実施の全部又は一部を委託する場においては、当該委託契約の中で、委託先である健康調査の実施機関が健康調査の結果を有している場合には、健康調査の受診者本人の請求に基づき、健康調査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図ること。

6 健康増進事業実施者は、次世代医療基盤法に基づく次世代医療基盤法第九条第一項に定める認定匿名加工医療情報作成事業者に対する健診結果等情報の提供について、任意ではあるが、自らの医療情報の提供が、匿名加工医療情報の利活用による医療分野の研究開発の促進を通じ、国民に提供される医療の進歩に資することを踏まえ、協力を検討すること。

第五 健康調査の結果等に関する個人情報取扱に関する事項

- 1 (略)

2
5 (略)

が望ましいこと。また、その様式等として、記載が容易であること、保管性及び携帯性に優れていること等について工夫されたものであることが望ましいこと。

5 健康増進事業実施者は、健診結果等情報の継続のため、次に掲げる事項を実施するよう努めること。

- (一) (略)
- (二) (略)

(新設)

第五 健康調査の結果等に関する個人情報取扱に関する事項

- 1 (略)
- 2 取り扱う個人情報の量等により個人情報保護法令の規制対象となっていない健康増進事業実施者においても、健康調査の結果等に関する個人情報については特に厳格に取扱われるべき性質のものであることから、個人情報保護法令の目的に沿うよう努めること。

3
6 (略)